

令和6年度第1回別海町総合教育会議 議事録

日 時：令和6年10月31日（木）10時00分から10時45分まで

場 所：別海町役場4階第2委員会室

出席者：曾根町長、相澤教育長、鈴木教育委員、森野教員委員

伊藤総務部長、宮本教育部長、寺尾総務部次長、稲村教育委員会指導主幹、野口教育委員会指導主幹、瀬川教育委員会指導参事、齋藤学務・スポーツ課長、池田学校教育課長、佐藤総務課主幹、高津学務・スポーツ課主幹、高橋学校教育課主査、戸野学校教育課主査

○総務部次長

ただいまから令和6年第1回別海町総合教育会議を開催いたします。

初めに町長からご挨拶をいただきます。

○町長

教育委員のみなさん本当に御苦労様です。

教育文化体育に関する業務は教育委員会の方をお願いしていますので、教育委員会が学校教育法の業務を行う中での担当ではない業務を行っているのです、そこら辺は教育委員会に負担をかけているかもしれませんが、委員の皆さんにもご了承をお願いいたします。

今回の議題としては、まず認定子ども園の閉園ですけれども、中西別地区で子どもがだんだんと減ってきているという状況を見て、将来的にも運営していくのは難しいというような判断で、閉園という案を打ち出したところでございます。

それから、町立小中学校の統廃合については、中西別はご存じのとおり、次年度から中央に統合されるということになっておりますけれども、その後、西春別地区から、児童生徒数が少なくなってきたので、上西春別地区に統合してほしいというような要請がPTAの方から上がってきましたので、これは私どもも、現状を検討した結果、やはり子どもたちに1番良い学習環境とするには、上西春別に統合するのが1番だろうというような私の判断でございまして、その判断を教育委員の方々がどう考えているのか、そういうことの見解をお聞きしたいということで今回議題としてあげています。

4番目の子どものいじめ防止に関する基本方針、これは基本的には教育委員会の方で委員の皆様方と既に意見交換をして方針を決められたのだと思いますけれども、それを私が承認するかどうかという会議でございまして、私も読ませていただきましたので、後ほど意見を述べたいと思います。

その他ですけれども、ここに記入されておられませんけれども、義務教育の中のクラブ活動は、今まで基本的には学校の先生が担っていたんですけれども、なるべくそれは先生の業務から外したいというような、道教委の考えがありまして、今後、地域の方々に指導してもらおうというような場合には、単にボランティアで済むのか、しっかりとした指導者を町として確保していく必要があるのか、これも本当に大事な内容だと思います。

委員の皆さん方の意見をお聞きして、最終的に私もどういう方向性がいいのか判断したいと考えておりますので、これは後ほど皆様方のご意見を伺いたいと思います。

以上、年に1回か2回開催される会議でございましてけれども、教育委員会と町長部局、今までは割と分離されてはいたんですけれども、教育であっても行政の一環であるというような考

え方から、教育長の選任も今まで教育委員の互選で決まっておりましたけれども、町長から指定して、それを議会が認めるかどうかというような形になってきています。

やはり町長部局と行政委員会、教育部局がともしっかり連携していかなければならないという考え方になってきています。

時代がそういう風になってきているというふうに考えております。

教育の中身については町長としてあまり口出しはしませんけれども、行政全般で運営方式とか、それから今後の取組み、教育文化に対してどのような取組みをしていこうかというようなことは、町長としてもしっかりと判断していかなきゃならない事案であると考えております。

今後ともできるだけそういう重要案件を決めるときには、教育委員の皆様方の意見を聞いて、最終的に私が行政としての判断を下していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務部次長

それでは議事の方に入ってまいります。

本会議は、別海町総合教育会議設置要綱第4条の規定によりまして、町長が議長になることとなっておりますので、ここからは町長の進行をよろしくお願いいたします。

○町長

会議に入る前に、今日欠席されている議員はどんな理由だったのかな。

○教育部長

現在入院中の委員と、先日目を虫に刺されて運転ができない状況となっている委員のお二人が本日欠席となっております。

○町長

それでは議事に入ります。

まず、議事1別海町総合教育会議の経過について説明してください。

○学務・スポーツ課主幹

それでは別海町総合教育会議の経過について説明いたします。

なお、本年3月に会議を開催しておりますので、内容を省略して説明させていただきます。

議案の2ページをご覧ください。

まず平成27年4月1日です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

この改正により、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務付けられました。

総合教育会議では、大綱の策定や、重点的な施策等の協議を行うこととされています。

なお、総合教育会議は、町長と教育委員会が、教育行政について協議することにより、両者が政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを目的としています。

次に、平成27年8月10日から令和2年11月24日までについては、説明を省略させていただきます。

議案の3ページをご覧ください。

令和6年3月5日に令和5年度第1回の会議を開催しています。

ここでは、別海町教育の大綱、別海町立小中学校の統廃合について協議しております。

別海町総合教育会議の経過については以上です。

○町長

経過について何かご質問ありますか。

○教育委員

ありません。

○町長

第1の経過については報告のとおりとさせていただきます。

それでは第2番目の別海町立認定こども園の閉園について、内容説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、別海町立認定こども園の閉園について説明いたします。

議案4ページになります。

1 閉園の内容です。

今回対象なのは、認定こども園中西別幼稚園の閉園です。

期日については、令和7年3月31日とし、令和6年度で閉園するといった内容です。

2 経緯です。

中西別幼稚園と同じ地域にある中西別小学校、中学校が令和6年度をもって閉校し、令和7年度から別海中央学区へ統合となります。

中西別幼稚園については、現在5歳児2名、3歳児2名の計4名が在園していますが、中西別小中学校が別海中央学区へ統合する令和7年度には、0名となることが幼稚園の調査で判明しました。

この調査結果を受け、中西別幼稚園PTAや、中西別地区連合会などが協議した結果、就学前の園児が友達と一緒にスムーズに小学校へ入学できるよう、別海市街地の保育園や幼稚園に通うことが予想され、今後、中西別幼稚園への入園児が見込めないことから、小学校及び中学校と一緒に閉園することが望ましいとの意向であり、意見があったところです。

3 町教育委員会の対応ですが、中西別幼稚園PTA会長や中西別地区連合会会長からの意見があったことにより、令和7年度において在園児や入園児がいなく、今後も入園する園児が見込めないことや、少数の幼児教育に限界があることから、認定こども園中西別幼稚園を令和6年度で閉園することに向け、準備を進めることとし、現在完了しております。

以降、4、5については資料となっております。

4は認定こども園中西別幼稚園の沿革です。

昭和46年に中西別季節保育所として幼児教育を実施し、昭和50年、公立幼稚園第1号として開園しています。

平成28年からは、認定こども園に移行し、現在に至っております。

5は中西別幼稚園児の推移となっております。

以上別海町立認定こども園の閉園についての説明となります。

○町長

事務方の説明のとおり、小学校中学校が中央に統合されることは了解を得ておりますけれども、幼稚園も7年度の園児の推移を見ますとほとんどいないという中で、園として継続していく必要性が少なくなってきたことと、他のこども園でも人員が必要になってきておりますので、できるだけ少ないところは統合して、今ある所の職員等の充実を図っていかねばならないと考えておりますので、中西別地区の認定こども園については閉園すると決断いたしました。

それでは、委員のご意見をいただきたいと思います。

いかがですか。

○教育委員

特にありません。

○町長

各委員のご理解をいただいたというふうに判断いたします。

総合教育会議におきまして、中西別認定こども園の閉園については了解したということで決定します。

続きまして、3番目、別海町立小中学校の統廃合について説明してください。

○学校教育課長

別海町立小中学校の統廃合について説明します。

議案5ページになります。

1 統廃合の内容です。

今回対象なのは、別海町立西春別小学校、西春別中学校が、別海町立上西春別小学校、上西春別中学校へそれぞれ統合するといった内容です。

期日については、令和8年4月1日としています。

経緯についてです。

(1) から (4) まで、順に追って記載しておりますが、まず本町においては、平成17年に小中学校適正配置計画を策定し、統廃合について具体的な方針を策定しています。

この計画の中で、西春別小学校、中学校が対象となっておりますが、統廃合にあたっては、地域の状況や特別の事情について考慮し、地域の意向を尊重しながら進めることとしております。

また、地域において統廃合を望む意向がある場合は、統廃合に向けた協議を行うこととしております。

その後、(2) のコミュニティスクールでの協議ですが、令和2年度から西春別地区においてコミュニティスクールが本格的に実施されました。

そして令和4年度から、学校の在り方について協議を積み重ねております。

教育委員会においても、コミュニティスクールに参加して情報提供や協議を行っております。

その結果、(3) 西春別地区からの要望書ですが、今年の9月に学校運営協議会、PTAなどから連名で統合について要望がありました。

地域として、今後児童生徒数の増加が見込めず、集団での活動に限界が見られるようになってきたことを感じ、長期的な視点から統合を望むといった内容です。

この要望を受けまして、(4) 町、教育委員会の対応ですが、統合への意向が確認でき、協議した結果、今後も少子化が進み、児童生徒の減少が懸念され、また、統合後における集団での教育力の強化が大いに期待されることから、統廃合に向けた準備を進めることとしました。

また、閉校に伴う補助金予算を令和7年度当初予算に計上し、スクールバスの運行に関しても、第1案として西春別地区に提案しているという状況です。

6ページになります。

3、4については、資料になります。

3 西春別小学校、西春別中学校の沿革です。

昭和7年に村立柏野尋常小学校西春別特別教授場として開校しております。

昭和8年村立西春別尋常小学校となっております。

昭和22年には西春別中学校を開校し、その後、近隣等の学校と統合して、昭和63年には西春別小学校、現校舎が完成しております。

また、平成5年には西春別中学校が防音設備を施して、全面新築となっております。

4学級数及び児童生徒数の推移です。

平成26年から令和10年までの推移を掲載しております。

令和6年度までは実績で、7年度からは推定としています。

小学校においては、平成30年度から完全複式となり、以降3学級4学級を繰り返す状況となっております。

中学校におきましても、平成27年度に複式学級になるものの、その後2学級3学級を繰り返す状況となっております。

説明は以上となります。

○町長

それでは、西春別小学校中学校の統廃合につきまして委員の意見を伺います。

いかがですか。

これは中西別と同じような状況でありまして、統合しなければならない状況としては、やはりクラブ活動や人間関係の形成について、だんだん課題になってきているという状況です。

ただ、光進の統合のときには、地元のPTAではない町内会関係住民の皆さんから、統合に対して反対意見が出ておりましたけれども、あの時もPTAの方々からは、子どもたちの教育のためには、できるだけ大きい学校に通わせてほしいという意見がありまして、最終的には統合しましたけれど、そのときの経過を考えて、まず、行政から統合しますと言うのではなくて、地元で、特に子どもの親の方たちはどう考えているかということが1番大事にしていかなきゃならないと考えておりまして、3月の段階では西春別地区については触れておりませんでしたけれども、その後、今報告のとおり、地域のPTAの方々から、できるだけ上西春別小中と統合してほしいと、ただそのときには、通学のためのスクールバス等の整備を考慮してほしいというような意見もありましたので、町としてはそこら辺の対応は十分フォローできるかということを含めて、検討している中で、やはり上西春別中学校、小学校に統合することが必要であると判断致しましたので、今回提案しております。

委員の皆様方も本日の提案に関しまして、特に意見がないということでございましたので、こういった方向で行政を進めるということに決定いたします。

議会の方にもそういう形で報告したいと思っております。

ただ、そのあと、今申し上げましたように、通学時間なんかでスクールバスの運行をどうしていくのかとか、今は一応1時間以内というような部分でありますけれども、中西別もそうですけれども、今後どういうふうな1時間以内での通学時間を守れるかということについては、行政的な課題として検討している最中ですので、また結論が出ましたら委員の皆様方にも御報告したいと思います。

御理解よろしく申し上げます。

それでは4番目、別海町子どものいじめ防止に関する基本方針の改定について、これは町長が提案するよりも、やはり教育者としての内容と考えておりますので、教育委員会の方からお願いしたいと思います。

○指導参事

それでは別海町子どものいじめ防止に関する基本方針について御説明いたします。

議案の7ページから御覧ください。

この基本方針なんですけれども、目的は2点あります。

1点目は、いじめに関する積極的な認知、2つ目は、いじめの早期発見に努める体制づくり

となっております。

10年前に教育委員会で作成されたものを今回改めて見直して、北海道の基本方針をもとにして策定いたしました。

改定のポイントは3点あります。

1点目がインターネットに関する位置づけ、2点目は青少年問題協議会の役割、3点目は重大案件が発生した場合の対応についてです。

順を追って説明いたします。

まず、インターネットの位置付けについて説明しますと、ここ10年、全国でインターネット、オンライン上でのいじめが大幅に増加しております。

原因は、LINEやTikTok、XなどのSNSのチャット機能を利用する子どもたちの増加と低年齢化です。

また、先日のオリンピックでも危惧されましたが、匿名性です。

これらの事態を踏まえまして、基本方針の中にインターネットについての文言を詳細にいたしました。

続いて、2点目の青少年問題協議会について説明いたします。

資料11ページの下段を御覧ください。

別海町には、青少年問題協議会がありまして、その位置づけについて明記いたしました。

本協議会の委員の皆さんに、本町のいじめの現状について知っていただき、御意見を定期的にいただきたいと思っております。

このような組織があることで、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりが進むと考えました。

最後、重大案件が発生した場合の対応について御説明いたします。

資料の12ページの中段を御覧ください。

まず、重大案件についてですけれども、定義として2点あります。

いじめによって、命や心身または財産に大きな被害が生じた疑いがある場合と、いじめによって欠席が30日連続続いた場合になります。

万が一、このような重大案件が発生した場合の対応を明記しております。

教育委員会は、学校から報告があった情報を町長へ報告いたします。

町長には、リーダーシップを発揮していただきまして、青少年問題協議会を招集していただきたいと思っております。

その協議会で今後の対応について検討、決定し、その決定事項に基づいて、教育委員会、学校が情報共有し、対応にあたりたいと思っております。

以上で説明の方を終わります。

よろしく申し上げます。

○町長

委員の皆様方の御意見を伺います。

○教育委員

特に何かということではないんですけれども、近年、時間が経過してから発覚することが相当あると思うので、それらは、された場合、まず、されることがおかしいということを認識して、すぐに大人に相談したりできるような関係性っていうのは日常から必要であると思っております。

学校だけで全然できる問題じゃなくて、家庭があつてということもありますので、やっぱり

地域でも、私も最近ちょっと小さな子どもたちがいるたびに、この子たちに正しく育ててほしいという気持ちを思いながら接する機会があったらと、声かけたりするんですけども、どこかで間違わないでほしいなど。

先日の江別の話もありますけれども、本当にどこでどうやってそういうふうになっちゃうのかなってところ、ちょっと心苦しいところがあるので、その辺りを地域の1人として心がけて、声かけ見守りをしていきたいと思います。

○教育委員

インターネットを通じて行われるいじめは、学校だけの問題ではないと思うので、保護者の方もメディアリテラシーというのを一緒に学んで、いいところはいっぱいあると思うので、メディアにも、多分使い方なのかなと思うので、それを一緒に考えていけたらいいなと思います。

○町長

一緒に考えていくっていうのは、組織を作るとかそういうことですか。

○教育委員

学校もそうですし、各家庭への呼びかけも大事なのかなと思います。

○町長

今お二人の意見を伺いましたけれども、私も、もともといじめに関することで大切なことは、まずいじめが起きないようにすることが1番最初に大切なことで、起きてからどう対応するかという、この2点に分けて対策を考えていかなきゃならないと考えております。

1点目の起きないようにするというのは、委員の意見もありましたけれども、学校でいかにインターネット等の使い方、またそのことの影響を教えていくかということだと思います。

それは、学校だけではカバーし切れない部分もありますので、家庭の方々には、学校から家庭の親に言える部分と、町として保護者に対してどういうことを注意したらいいのかというようなことを、指導すると言ったら失礼ですけども、認識してもらおうような体制をとっていくことが大切だと考えます。

これは、町長部局としてどのように取り組んでいくのか、今後の課題としてしっかり検討していきたいと思います。

2点目の起きた時にどう対応するかということですけども、ここでは12ページの③に書いてありますけれども、まずやはり情報共有して事実を隠さない、これが1番大切なことだろうと。

道内の事件も、意図的なのか不可抗力なのか分かりませんが、情報が非常に後出しで出てきているので、余計その信頼を得ることが出来なくなっているということも大きな課題だと思っておりますので、私は別にいじめだけに限らず、役場の中でも不祥事等が起きた場合には、隠すなど、まず、事実がどうなのかということを確認にしてそれを知らせることが第一である、それを隠すというようなことになりますと、起きた事実の良し悪しと、それから隠したことに対する良し悪しと二つの課題になってきますので、そしてまた不信感を抱かせてしまうという、そういった三つ目の悪いことを見ます。

起きたことは起きたこととして、できるだけプライバシーに関する以外は事実を公表し、町民の意見を取り入れて、どういった形でそれに対する対応策が1番いいか、町長部局と教育委員の方々と共有課題として取り組んでいくことが大切だと思っております。

そういった意味で、今回のこの基本方針に則った形で、いじめが起きましたらこういう体制をとっていきたい。

また、いじめが起きないように、防止対策についてしっかり取り組んでいくことがより大切だと思いますので、この方針でいじめ防止を進めていくことで、本会議での結論としてよろしいですか。

○教育委員

はい。

○町長

今後もいじめが起きないように取り組みをしていきましょう。

議事は終わりますけれども、その他であります。

学校のクラブ活動ですが、道教委から提案されているのは、できるだけ教師の負担を軽減するためにも、クラブ活動については地域にお願いして、地域の方々に指導してもらえようという方向性にしていきたいというお話でしたので、地域としてどうしたらいいのか私もいろいろ考えております。

やはり1番は、指導者をどう確保していくのか、今までもスポーツ少年団等では、地域のボランティア的な活動の方々にお任せしていた部分がありますが、これから学校での活動がだんだん減ってきて、これは地域移行されることとなりますと、単純にボランティア活動だけでは賄っていけないスポーツも出てくると思いますので、町としてどういうふうな対応が必要なのか、今後の7次計画の中でも取り組んでいかないとならないと考えておりますので、教育委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

○教育委員

中学生の部活動に関しても、既に少年団の方の、剣道だとか水泳だとかスケート、空手などは、少年団の方で面倒を見ているような感じで、中体連への派遣についても同じ状況だと思います。

その辺りは、もう移行というか、もう既にそのような形になっていると思うんですけども、そのほか今学校の方について部活動については、地域の大人の1人として、先生方でできる人はやっていただいているんじゃないかなど。

そして、そのことにより、先生も本職で活かせることもあると考える方については、地域の大人の1人として参加していただくことが望ましいんじゃないかなっていうことが、一つ私の希望としてあります。

その他に、外部コーチが入ることでのいろいろなことが、中学校の方でもいろいろあると思うので、その辺りの良し悪しを精査して、そしてお互いに部活動として外部指導が入るのはいいんですけども、それにしてもやはり中学校の生徒であるっていうことなので、学校との連携をとりながら、子どもたちの成長を見守っていければいいのかなというふうに思います。

それとボランティア的な指導となりつつありますが、交通費等いろいろあって、経済的に本当に負担がかかるっていうことも実際にありますので、その辺りは、少年団、クラブ活動だったりで、いろいろと検討して、指導者をきちんと継続していけるような体制をとることが望ましいと思います。

あともう一つ、指導者も誰でもいいというわけではなくて、認定指導者という資格とかも多分あると思います。

その辺りも、講習ってことでまず多分費用がかかると思います。

そして、そのほかにまた更新という手続きもかかってくるので、その辺りの助成なりも支援の一つになるんじゃないかと考えます。

○町長

学校の先生がいきなり全部離れて、全部地域でということでは多分ないと思うんですけど、学校の先生の立場としてではなくて、1個人というような形になると思います。

いずれにしても、今委員が言ったような、やっぱり指導者、今までボランティアでお願いしておりましたけれども、今後やはりその費用弁償等、それから指導者の身分保障等を考えていかなきゃならんなどというふうには考えております。

すぐそうなるかどうか分からないんですけども、だんだん民間に移行されてくるということで、やはり費用弁償や身分保障等についても考えていかなければならないし、より子どもたちの技能を高めるためには、それだけの指導者も必要になってくるでしょう。

そのときには、指導者を誘致するとか、いろんな条件整備をしなければ、なかなかいい指導者も選ぶことが出来なくなるかもしれないということも含めて、これは町内の教育行政、子育てに対して大変大きな課題になってくると私は考えていますので、今委員のご意見を踏まえた中で、どう対応していくかということについて方針を出していきたいと考えています。

その他、せっかく集まった機会ですから、何でもいいんですけども、御意見あったらお願いします。

○教育委員

今の部活動の話題についてですけども、町職員の方々の中にもたくさんいろんな経験を積んでいてる方もいますので、そういった方々も積極的に協力をしていただけるような体制はすごくありがたいです。

○町長

町内にはいろんな経験をしている方々がおられるので、そういう方々に協力していただくのは1番いいことだと思います。

協力してもらうためにも、完全雇用は出来ないかもしれないけども、例えば費用弁償とか、そういうことを考えなきゃならんなどは考えております。

今はほとんど無償でしょうか。

○教育委員

スケート少年団もバスケットとかも、多分年間5千円くらいの謝礼ですよ。

だから、きっと交通費も自己負担でみんな動いていると思います。

皆さん最後に謝礼いくらかですよ。

でも、全然心ばかりのものになってしまう。

どのような形か分かりませんが、クラブ活動に対してどういうふうになっていくのか分かりませんが、きちんとそこに届くような、指導者のせめて費用弁償に届くような支援があればいいと思います。

○町長

教育長はどのように考えていたの。

○教育長

自分が若い時は、部活動をやるのは当たり前だと思ってやってきましたけど、やはり時代が変わったというか、今の先生方とても忙しくなってきたことは事実かなと思います。

ただ、先ほどから話が出るように、もちろんやりたい先生もいると思うので、そういう先生には積極的に手伝ってもらいたいと思うし、けれども苦痛に感じてる先生もいるので、そのところはやっぱり何とかしてあげたいと思っています。

ただ、これも先ほどから話に出てるように、忙しいのは教員だけではないので、地域の方も忙しい中でやってもらわなきゃならないので、報酬はやっぱりそれなりに確保しなければならぬと思うし、学校で部活動をやるときには技術だけじゃなくて心のことだとか、人間形成だとか、そういったことも考えてやっていくので、そういうことに理解を示してくれる方にぜひやっていただきたいなと思います。

そうした時は、教育委員会だけでは絶対解決出来ない問題なので、役場の他の部署ですとか、地域をあげてやっていかないと出来ないことだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○町長

これは私の方から問題提起しましたので、今教育長が言ったとおり、これは教育委員会のみにとどまらず、役場の町長部局と一緒に、共通課題として早々に検討するようにしてください。

以上で本日の議題については終わりました。

その他はないということですので、本日の会議を閉めます。

御苦勞様でした。